福県医発第１６７２号（保）
平成１５年１２月１９日

各　医　師　会　長　殿

福岡県医師会
会長　関　原

津屋崎町乳幼児医療費助成制度の拡大について

平成１６年１月１日より福岡県において、乳幼児医療費支給制度を現行の「３歳未満」から**入院のみ**「６歳に達する日以後最初の３月３１日（**就学前**）」までに拡大して実施することになりました。

津屋崎町では、乳幼児医療助成制度をより充実させ、保護者の経済的な負担を軽減し、又少子化対策の一環として、町独自に**入院外医療費**についても「**就学前**」までを助成制度の対象として平成１６年１月１日より実施されることになった旨、別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、この制度の実施方法は、**償還払い方式**となります。

記

※津屋崎町乳幼児医療助成年齢枠拡大の概要

１．医療費の支給対象（入院は、福岡県共通）

	現　行	拡大後
入　院	３歳未満	就学前まで
入院外	３歳未満	就学前まで

２．医療費の支給方法
償還払い方式とする。

３．実施開始時期
平成１６年１月１日診療分より実施。

小郡三井医師会より　　**担当理事　友清　明・毛利康茂**

１５津住福第　５４４号
平成１５年１２月１１日

福岡県医師会
　会長　関原　啓次郎　殿

津屋崎町長　阿部　弘樹

津屋崎町乳幼児医療費助成制度の拡大について

初冬の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本町の福祉医療事業及び医療保険行政に格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成１６年１月１日より福岡県におきましては、乳幼児医療費支給制度を現行の「３歳未満」から入院のみ「６歳に達する日以後最初の３月３１日（就学前）」までに拡大して実施することになりました。

本町におきましては、乳幼児医療助成制度をより充実させ、保護者の経済的な負担を軽減し、又少子化対策の一環として、**町独自に入院外医療費につきましても、「就学前」までを助成制度の対象として実施することにいたしました。**

つきましては、この事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この制度の実施方法につきましては、**償還払い**方式で対応していただけるようお願い申し上げます。

この制度を周知していただくため、宗像地区管内の医療機関には文書を送付させていただく予定ですので、会員の皆様への周知方よろしくお願いいたします。

事務担当
津屋崎町役場住民福祉課保険医療係
０９４０―５２―１２３４（代表）
０９４０―５２―１４２９（直通）

15.12.15